

平成23年6月20日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	光 武	学
2 番	稲 富	雅 和	10 番	徳 村	博 紀
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	福 井	正
4 番	竹 下	勇	12 番	水 頭	喜 弘
5 番	角 田	一 美	13 番	橋 爪	敏
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子
7 番	松 尾	勝 利	16 番	中 西	裕 司
8 番	松 本	末 治			

2. 欠席議員

15 番 橋 川 宏 彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 口 秀 男
局 長 補 佐 下 村 浩 信
管 理 係 長 西 村 正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
総	務部	藤	田	洋	一郎
市	民部	迎		和	泉
産	業部	中	川		宏
建	設環境部	平	石	和	弘
会	計管理者兼会計課	中	村	博	之
企	画課	打	上	俊	雄
総	務課	大	代	昌	浩
財	政課	寺	山	靖	久
市	民課長兼選挙管理委員会事務局	田	中	一	枝
税	務課	中	村	和	典
福	祉事務所	橋	村		勉
保	険健康課	栗	林	雅	彦
農	林水産課	森	田	利	明
農	林水産課参事	橋	口		浩
商	工観光課	有	森	滋	樹
ま	ちなみ建設課参事	森	田		博
環	境下水道課	福	岡	俊	剛
水	道課	松	本	理	一郎
教	育	小	野	原	利
教	育次長兼教育総務課	中	島		剛
生	涯学習課長兼中央公民館	土	井	正	昭
同	和对策課長兼生涯学習課	中	村	信	昭
農	業委員会事務局	松	浦		勉
監	査委員	植	松	治	彦

平成23年 6 月20日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 報告第2号 平成22年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第3 報告第3号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第4 報告第4号 平成23年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第5 議案第30号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第31号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第32号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 請願上程
請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願（常任委員会付託）

午前10時 開議

○議長（中西裕司君）

おはようございます。開議に先立ちまして申し上げます。ここで報告をいたします。去る6月15日、東京都で開催されました第87回全国市議会議長会定期総会において、議長4年以上に橋爪敏君が表彰されました。

ただいまから表彰状を伝達いたしますので、演壇の前にお願いたします。

〔表彰状伝達〕

表 彰 状

鹿島市 橋 爪 敏 殿

あなたは市議会議長として4年市政の振興に務められその功績は著しいものがありますので第87回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成23年 6 月15日

全国市議会議長会
会長 関 谷 博

〔拍手〕

○議長（中西裕司君）

以上で表彰状の伝達式を終わります。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりいたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成22年度に係る平成23年4月分、平成23年度4月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしております。御了承をお願いしたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第1. 議案の追加上程であります。

議案第33号の1議案を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。それでは、本日追加提案をいたします議案について御説明を申し上げます。

議案は、補正予算1件でございます。

議案第33号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）の要旨について申し上げます。

今回の補正は、コミュニティ助成事業の交付決定などがございましたので、予算の総額に17,200千円を追加し、補正後の総額を12,055,500千円といたすものでございます。

歳入では、事業の決定、追加などに伴いまして県補助金、雑入などを増額計上いたしております。

歳出につきましては、総務費では、新規にコミュニティ助成事業として3,700千円を計上し、さらには、肥前鹿島駅及び駅前整備事業について13,000千円を増額し、補正後の額を88,151千円といたしており、このことで事業実施主体者でありますJR九州の鹿島駅についての事業費総額は、国の補助金を含めまして約255,000千円となります。

また、消防費では、東日本大震災支援対策事業として、避難者支援金の創設に伴う3,000

千円の組み替えと、災害対策一般事業を1,249千円増額し、補正後の額を7,279千円といたしております。

以上、追加提案をいたしました案件の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いをいたします。

日程第2 報告第2号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第2．報告第2号 平成22年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第2号 平成22年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

繰越明許費とは、一般的に繰越事業と言われるものでございまして、平成22年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を平成23年度に繰り越して執行するものでございます。

繰越明許費は、予算の一部として議会の議決が必要となっており、本市の場合は、例年3月議会におきまして補正予算の一部として提案し、議決をいただいているところでございます。

2ページをお開きください。

今年度は例年と比べまして繰越事業が多くなっておりますが、この要因といたしまして、国の22年度補正予算で予算化され、鹿島市では3月補正として議決いただきましたきめ細かな交付金事業がございました。

それでは、繰越事業について簡単に御説明いたします。

繰り越し理由につきましては、3月議会で補正予算とあわせて御説明いたしておりますので、今回は平成22年度の収支の出納閉鎖を終え、繰越額が確定いたしましたので、繰り越しの金額についてのみ御説明いたします。

まず、表の見方でございますが、左から款、項、事業名、その次の金額は3月議会で議決いただいた繰越額の上限額でございます。

次の翌年度繰越額が平成22年度から23年度へ繰り越した確定額でございます。

次の欄の既収入特定財源は平成22年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額です。

次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、平成23年度に収入見込みの特定

財源を種類別に区分したものでございます。一番右の一般財源は、事業費のうち市が一般財源として負担する金額となっております。

それでは、上から順に御説明申し上げます。

1番の議場整備事業は、繰り越し上限額が金額欄にありますように22,000千円、その全額を23年度へ繰り越しております。財源内訳は表のとおりでございます。

次のハイブリッド車購入事業からプレミアム商品券発行事業の7事業もそれぞれ全額を繰り越しております。

3ページをごらんください。

鹿島観光パンフレット作成事業から道の駅鹿島整備事業の3事業はそれぞれ全額を23年度へ繰り越しております。

次の単独市道維持管理事業については、19,747千円のうち19,040千円を、社会資本整備総合交付金事業については、48,510千円のうち48,247千円を23年度へ繰り越しております。

地域密着型市道改修事業から公園施設管理事業の3事業は、それぞれ全額を繰り越しております。

4ページをお開きください。

単独下水路整備事業と住宅改修工事補助事業につきましては、それぞれ全額を繰り越しております。

次の、のごみふれあい楽習館多目的広場整備事業については、5,269千円のうち1,559千円を繰り越しております。

次の社会教育施設耐震診断事業については、年度内に事業を完了いたしましたので、繰越額はございません。この結果、合計欄の208,894千円が3月議会で議決いただいた額でございますが、20事業の繰り越し上限額のうち、その右の200,276千円が23年度へ繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第3. 報告第3号 平成22年度鹿島市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

報告第3号 平成22年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

議案書は5ページでございます。

平成23年3月市議会定例会において、補正予算として33,745千円の繰越明許費の設定について議会の議決をいただいております。繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告いたすものでございます。

議案書の6ページをごらんください。

ここに計算書をつけております。繰り越しをお願いしたものは3件でございます。1つ目が市道中牟田第一雨水準幹線水路築造工事（その3）でございます。

これにつきましては、繰越額が7,800千円でございます。この進捗につきましては、現在、7月8日の工期を目標といたしまして現在施工中であり、約80%の進捗を見ております。

次に、納富分汚水準幹線・枝線管渠築造工事につきましては、繰越額は5,360千円でございます。

この工事につきましては、4月15日に工事は完了いたしております。

次、3つ目でございます。小舟津汚水準幹線・枝線管渠築造工事でございます。

繰越額は20,585千円でございます。この工事につきましても、4月22日に工事は完了をいたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっと初歩的な質問かも知れませんが、お尋ねをしますが、ただいま公共下水道の分で繰り越しの説明がありましたが、既に4月15日完了、4月22日完了ということで、事業は完了しているわけですね。財政は繰り越されたわけですが、こういうことになると、どうなんですかね、業者への支払い、支払いというのはどうなっていくわけですかね。もう既に完了したら早目に支払わんといかんわけですが、財政的には繰り越されたということでお困っているわけだと思っておりますが、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほど、繰り越しの3件のうち2件が完了をいたしておりますと申し上げました。まず1件目の納富分汚水準幹線・枝線工事でございますけれども、4月15日に完了をいたしまして、

4月20日に竣工検査を受けております。その後でございますけれども、この残った分の金額につきましては支払いが済んでおります。

それから、3つ目でございますけれども、小舟津汚水準幹線につきましては、4月22日工事が完了をいたしました後、竣工検査が4月26日の日に済んでおります。この件につきましても、工事請負費につきましては残った分の支払いは済んでおります。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いずれも支払いは終わっているということですが、大体4月15日完了、22日完了で、支払いが終わったのはどれくらいたっているんでしょうかね。業者の人はやっぱり早く必要なわけですね、特に人件費の問題とかいろいろありますからね、その辺で、いつお払いになったのか、お尋ねをします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

支払いの時期ということでございますけれども、普通は請求から2週間以内には市のほうから支払うということとなっております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

普通は2週間以内に支払うということだということですが、具体的なもので聞いておりますので、これがいつ支払われたのかお尋ねをしているんです。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

ちょっと済みませんが、暫時休憩よろしいでしょうか。

○議長（中西裕司君）

それでは、暫時休憩をいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（中西裕司君）

再開をいたします。

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えを申し上げます。

4月20日に検査を行いました納富分汚水準幹線・枝線工事につきましては、5月10日に支払いが済んでおります。

それから、4月22日竣工、26日検査の小舟津汚水準幹線・枝線工事につきましては、5月20日に支払いが完了いたしております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。先ほど基本的には2週間以内ということですので、一応そういう決まりがありますので、なるだけそれに沿ってちゃんと支払いができるというようなことで今後も取り扱っていただくということをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第4．報告第4号 平成23年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

それでは、議案書と別冊平成23年度鹿島市土地開発公社事業計画により御説明申し上げますので、お手元に御準備ください。

それでは、議案書の7ページをお開きください。

報告第4号 平成23年度鹿島市土地開発公社事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

別冊、平成23年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明申し上げます。

鹿島市土地開発公社は、昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進し、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。現在、すべての保有地を売却し、大型

用地取得を伴うような事業は一段落しておりますので、平成16年度からは公社を維持していく必要最小限の予算を計上いたしております。

事業計画書の1ページをお開きください。

平成23年度の収支予算の総額は97千円でございます。

2ページをお開きください。

収入支出の内訳でございますが、収入は、事業外収入として定期預金や普通預金の利息収入97千円を見込んでおります。支出は、公社を維持していく必要最小限の経費を管理費として97千円を計上いたしております。

3ページをごらんください。

公社の資金計画でございます。左の受入資金は、事業外収入と前年度繰越金を加え、36,487千円でございます。支払資金は予算の支出と同額の97千円でございます。

4ページをお開きください。

予算に関する説明書でございます。

収入97千円は、定期預金の金利が下がったため前年度比76千円の減で計上いたしております。

5ページをごらんください。

支出の内訳でございます。

旅費、需用費、負担金等の必要最小限の経費を計上しておりますが、収入の減とあわせまして、前年度比76千円の減で計上いたしております。

なお、この事業計画は、去る3月30日に開催した鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいているものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

お尋ねします。

収入が利息収入ということですが、今、土地開発公社にどれだけの財産があるのか、普通預金か定期預金かわかりませんが、その辺についてお知らせください。

○議長（中西裕司君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

それでは、松尾議員の質問にお答えします。

事業計画書の3ページをごらんください。左側に受入資金欄がありますけれども、前年度繰越金36,390千円あります。このうち36,000千円が定期預金となります。それ以外につきま

しては、普通預金で保管しております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。それでは、これ以外はないということで理解をしいですね。うなずいてもらっておりますので、ということで理解をします。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

お諮りします。議案第30号から議案第32号までの3議案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号から議案第32号までの3議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 議案第30号

○議長（中西裕司君）

日程第5．議案第30号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）についてであります。

当局の説明を求めます。中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

議案第30号 専決処分事項の承認について申し上げます。

議案書の8ページから11ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例について、5月23日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正内容について説明をいたしますので、議案説明資料の1ページ、2ページをらんください。

今回の主な改正は、東日本大震災の被災者の負担軽減を目的とする税制上の対応として、地方税法の一部を改正する法律が4月27日に交付され、同日から施行されることとなりまし

た。それに伴いまして、個人市民税につきましても、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、雑損控除ができる特例措置が講じられましたので、鹿島市税条例の附則第21条の次に、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例第22条第1項から第5項を追加して設けるものであります。

特例の内容につきましては、別冊議案説明資料の3ページをごらんください。

東日本大震災の被災者の市民税に関する特例の1であります。雑損控除等の特例について記載をいたしております。

まず、平成23年度の確定申告及び住民税の申告につきましては、既に本年3月15日で終了いたしておりますが、所得割の納税義務者の選択によりまして、住宅や家財等に係る損失を平成22年分の雑損控除として申告し、平成23年度分の市民税から適用することができることとなりました。

それでは、雑損控除について説明をいたしますので、中段の米印をごらんいただきたいと思っております。

住民税の申告や所得税の確定申告の際に所得から差し引かれる金額、いわゆる所得控除として扶養控除や医療費控除、あるいは生命保険料控除などが14種類あります。その中の一つに雑損控除も含まれています。災害により住宅や家財などに損失を受けた場合には、計算によって求めた金額のうち、いずれか多いほうの金額を雑損控除として総所得金額等の合計額から差し引くことができるようになっております。

実際の計算例として、年収3,000千円の給与所得者が2,000千円の損失額で申告される場合の雑損控除額を示しております。あの算式では保険金等により補てんされる金額を除く損失額が2,000千円、年収3,000千円の所得金額は1,920千円となりますので、その10%、192千円を損失額から差し引いた額が1,808千円となります。

次に、この算式では、損失額が2,000千円から定額50千円を差し引いた額が1,950千円となり、ア、イ、いずれか多いほうの金額は雑損控除として差し引くことができますので、この1,950千円が雑損控除額となります。また、雑損控除として損失を受けた年分の総所得金額等の合計額から控除仕切れなかった金額につきましては、翌年以後、今回2年間延長されて5年間繰り越しをして隔年の所得金額から控除することができることとなりました。

次に、上の大きな2番の「鹿島市で特例に該当する事例」について申し上げます。

該当するための要件が2つございます。1つは、平成23年1月1日現在、納税者が鹿島市に住み、その後、被災5県、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県へ引っ越し、震災で住宅や家財、自動車などが被害に遭われた方ということになります。

もう1つの要件は、平成23年1月1日現在、納税者が鹿島市に住んでいた方で、その者が扶養する親族の住宅等が被害に遭われた方。言いかえますと、子供さんが鹿島市に住んでおられて、扶養する親さんが被災県におられて住宅等が被害に遭われた方を指します。

最後に、3番目の「特例の適用を申告する期限」について申し上げます。

市民税の納税通知書が納税者へ届くときまでに雑損控除の申告が必要であることから、鹿島市におきましては6月20日と定め、市民への周知期間を考え、5月23日に専決処分を行ったところでございます。

今回の雑損控除特例の申告につきましては、6月1日号の市報で広報を行ったところでありますが、今のところ申告者はいらっしゃいません。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり承認されました。

日程第6 議案第31号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第6. 議案第31号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

それでは、補正予算書と議案説明資料に基づき御説明申し上げますので、お手元に御準備ください。

議案書は12ページとなっております。

議案第31号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正は予算の総額に23,300千円を追加し、補正後の総額を12,038,300千円といたす

ものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから6ページまでは今回の補正の集計表でございます。

7ページをお開きください。

それでは、歳入について主なものを御説明いたします。

14款第2項の県補助金は、総額7,181千円の増額となっております。その中で、2目の高齢者福祉費県補助金は、地域共生ステーション推進事業で2,500千円の増額、4目の農業費県補助金は、農業者戸別所得補償制度推進事業で7,426千円の減額、5目の商工費県補助金は、緊急雇用創出、重点分野雇用創出の2事業で11,525千円と大きな増額となっております。

8ページの県委託金は、3目、農林水産業費委託金の有明海岸排水樋管操作委託料ほかで99千円の増額となっております。

9ページの基金繰入金は、財政調整基金から10,000千円、地域福祉基金から2,700千円、計12,700千円を増額いたしております。

10ページをお開きください。

2目の農林水産業費受託事業収入は、農業者戸別所得補償制度導入推進事業収入を1,050千円計上いたしております。

11ページの雑入は、移住・交流推進支援事業助成金2,000千円を含め、2,270千円を計上いたしております。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の4ページをお開きください。

4ページから6ページは今回の補正の増減比較でございます。

ここで一部修正をお願いしたいと思います。

6ページの表題の題名が「補正第1号」と表記されますが、「第2号」の誤りであります。訂正をよろしく申し上げます。申しわけありませんでした。

7ページをお開きください。

7ページは歳入の概要となっておりますが、先ほど予算書で御説明いたしましたので、説明は省略いたします。

8ページをお開きください。

ここからが歳出補正の概要となります。

まずは、ナンバー1、寄付金活用事業は、新規に、ぬくもいホーム整備助成事業外で5,200千円増額いたしております。

次の放課後児童クラブ環境改善事業は、明倫小学校外3校の空調設備改修費を5,670千円増額いたしております。

保健衛生総務一般管理事業は、南部地区小児時間外診療事業経費として2,509千円を増額

いたしております。

環境保全型農業直接支払交付金事業は、新規に340千円の交付金を計上いたしております。

農商工連携事業は、特産品開発に伴う旅費等に886千円を増額いたしております。

農村運動広場維持管理事業は、北鹿島農村運動広場の防球ネット整備として1,000千円を計上いたしております。

農業者戸別所得補償制度導入推進事業は、補助金が直接協議会へ交付されることなどにより6,375千円を減額いたしております。

地域人材育成事業ほかは、東日本大震災の被災者の受け入れのため、緊急雇用対策事業のアグリヘルパー事業等で6人分の雇用経費として11,525千円の増額を行っております。

9ページをお開きください。

観光客誘致対策事業は、移住・交流推進支援事業助成金の交付決定がなされましたので、七浦ニューツーリズム活動推進協議会への交付金2,000千円を計上いたしております。

今回の補正の主な内容は以上でございます。

10ページをお開きください。

基金の状況を掲載しておりますが、説明は省略いたします。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしく願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。13番橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

二、三点お伺いをしたいと思います。

まず最初に、補正予算（第2号）の7ページ、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金が7,426千円減額をされておりますが、その理由と内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

当初予算では、農業者戸別所得補償制度導入推進事業費補助金といたしまして、県から市へ直接の補助金交付を予定しておりましたので、県補助金といたしまして、7,426千円を歳入として予算化しておりました。しかし、県から市への直接の補助ではなく、実施主体であります鹿島市水田農業推進協議会に補助金が交付されることになりましたので、県補助金7,426千円を減額補正としてお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

13番橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

次に、10ページの、これは関連があるかと思いますが、農業者戸別所得補償制度導入の推進事業費が計上されておりますが、この内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

農業者戸別所得補償制度導入推進事業受託費として鹿島市水田農業推進協議会から先ほど答弁いたしました7,426千円、そのうちの1,050千円が鹿島市へ交付されることとなりましたので、1,050千円を増額補正としてお願いしているところであります。

なお、1,050千円の内訳につきましては、賃金、それと車のリース料、ガソリン等に支出を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

13番橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

ところで、戸別所得補償制度は民主党政権になりましてから、昨年度はモデル事業が実施をされたわけですが、このモデル事業で鹿島市にどういう成果があったのか、お伺いをいたします。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

戸別所得補償モデル事業の成果ということでお尋ねでございますけれども、平成22年度は水田で麦、大豆などを生産した場合に、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援が行われておりました水田利活用自給力向上事業とあわせて、米戸別所得補償モデル事業が実施されたところでございます。この米戸別所得補償モデル事業は、米につきましては近年、販売価格が生産コストを恒常的に下回る状況となっておりまして、これまでコスト割れを補う支援策がありませんでした。そこで、米の標準的な生産費と標準的な販売価格との差額を補てんする定額部分、これが10アール当たり15千円でございます。それと、22年産の販売価格が過去3年間の販売価格を下回った場合にその差額を補てんいたします変動部分、これにつきましては、10アール当たり15,100円が助成されております。この定額部分と変動部分合わせまして、10アール当たり30,100円が米に助成をされております。

ちなみに、本市の場合の具体例を申し上げますけれども、水田利活用自給力向上事業等で約457,000千円が交付されております。それと、米戸別所得補償モデル事業で約242,000千円

が交付されておりまして、合わせまして約699,000千円が助成されております。この約699,000千円の助成ですけれども、前年度21年度と比較いたしますと、約248,000千円で55%の助成金が多く交付をされている状況でございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

13番橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

ただいまモデル事業については説明をいただきましたが、23年度からこの戸別所得補償制度が本格的に実施をされるわけですが、6月30日でことしも加入申請の受け付けが終わることになっておるようでございますが、鹿島市はどれくらい今上がっているか、これちょっと30日にならんとわからんと思いますが、モデル事業と、ことしの本格実施と比べて何か変わった点がありましたら、お伺いをしたいと思えます。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

平成22年度の戸別所得補償モデル対策事業と今年度から始まりました農業者戸別所得補償制度の違いということでございますけれども、平成22年度は米に対する助成や水田転作の麦、大豆などに対する水田活用の所得補償がモデル対策として実施をされたところでございます。平成23年度ですけれども、これに畑作物の所得補償を加えて本格実施をされているところで

す。

鹿島市の大豆の例で変更点について申し上げたいと思えます。

平成22年度は、水田利活用自給力向上事業として、水田対策では10アール当たり35千円が交付されておりました。平成23年度はこれに所得補償38千円を加えて合計で73千円が助成される予定でございます。さらに、大豆を畑に作付した場合、今までは畑に作付した場合は助成はございませんでしたが、今年度から所得補償といたしまして、38千円が助成をされる予定でございます。

また、平成23年度から各種加算措置の一つといたしまして、集落営農の法人化支援といたしまして、集落営農が法人化した場合は、事務費助成として定額400千円を支援することとなっております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

13番橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

ただいま課長のほうから法人化の支援対策がことしから盛り込まれたということで説明が

ありましたが、法人化の場合も農事組合、いろいろあると思いますが、このメリット、デメリット等はどういうものがあるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

集落営農組織の法人化のメリット、デメリットということでございますけれども、一般的なメリットの主なものを申し上げます。

まず、経営上のメリットでございますけれども、個人で営農をされている場合は、農家の後継者は家の後継者に限られますが、法人にした場合は、構成員や地域の中から中核的な担い手と、その後継者が確保できるということがあるかと思えます。

さらに、法人が新規就農者の受け皿となって、地域外、農業外の新規就農希望者を法人で雇用したり、将来的に経営を任せていくことが可能となると思えます。

次に、経営規模の拡大、それから生産から加工、販売、交流事業等への経営の多角化、いわゆる6次産業化や地域コミュニティの活性化など法人化は経営発展のさまざまな可能性が持てるということが主なメリットとされております。

ちなみに、鹿島市においてですけれども、現在、集落営農が20組織ございますけれども、そのうち法人化されております集落営農は2集落営農でございます。

デメリットでございますけれども、まず1つが税負担、法人ですので、法人税がかかりますので、その負担の問題と、あと法人化ですので、企業原則によります財務諸表という作成が必要ということで、ある程度の簿記の知識とかも必要となります。それで、こういうことで、専門家に依頼をされる場合が多いかと思えますけれども、そういう意味での経費がかかるのがデメリットじゃないかということで思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

13番橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

それでは、市長にお伺いをしたいと思います。ただいま課長のほうからメリット等も説明をいただきましたが、ちょうど平成19年に、これは自民党政権の時代に所得経営安定対策が始まりまして、その当時は担い手の育成を図るためということで、これは集落営農、これは20ヘクタール以上、法人の場合は4ヘクタール以上が補助の対象になっただけじゃないかと思えます。

先ほど課長からありましたように、農事組合法人が2つ、集落営農が18、合計20、今、鹿島市にもできているんじゃないかと思えますが、なかなかこれはその当時は5名以内に集落営農の場合は法人化が前提だという指導がなされておりましたが、なかなか法人化になって

おりません。しかし、ことしまた改めて法人化支援が打ち出されておりますので、この法人化の推進について市長としてどのような考えをお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名でございますので、お答えをしたいと思います。

まず、この戸別補償の話ですけどね、正直言って、全体の議論は賛否半ばだと思っております。賛否というのはどういう意味かといいますと、非常に簡単でございます、頑張っている人にはメリットが出るんですよ。そうじゃない人にはメリットが出ないと、これは当たり前ですけど、そういう仕組みになっています。

どういうことかといいますと、例えば、米で例にとりますと、米の場合の戸別補償の積算の仕方をごらんになりますとわかりますけれども、2つの側面がございます、1つは、セーフティーネット、つまり最低このくらいは、端的に言えばお支払いしますよという話がございますね。それからもう1つは、全国平均がマーケット価格全体として下がったら、下がった分の一定割合補てんしますよと、一種の保険的な要素、別の意味で言えば価格対策という面がございますですね。そうしますと、自分のつくった米がマーケット価格よりも、極端に言うと倍でも売れるという人でも、これは平均が下がったときにはもらえるようになっていきますから、メリットが出るようになりますね。したがって、戸別という名前についてはおりますけれども、簡単に言うと、それぞれのところで価格を実現すればメリットが出るようになっています。つまり、そういう意味のインセンティブが働くようにはなっておりますですね。ただし、条件のところそれぞれの経営者といいますか、農業者と言ってもいいですが、そういう人が入られるようになっていますから、大規模化とか、そういうのにはなかなか働かないと。したがって、佐賀に多分多く事例が見られると思いますが、せっかく大豆の転作に意思は働いていたのに、米でちゃんとももらえるなら米に戻ろうかと、こういう話になる可能性がありますですね。現に、そういう事例が佐賀では見られたんじゃないかと思えます。そういう意味で賛否半ばだということだと思えます。

したがって、これから、特に土地利用といいますか、水田農業で頑張るという意思を決めるということであれば、選択する道は2つある。1つはだれにも負けない価格のものをつくってみせるというか、大規模化をしてブランド力を持ってみんなで一生懸命売るかということだと思うんです。ただ、いずれにも徹底をなかなかしていないというのがですね、この仕組みの、逆に言えば問題点だと言われておるところですね。

ただ、私が鹿島という地を考えた場合には、平場の農業というのは主として北鹿島中心でございますから、そういうところで集中的にやるんだったら、メリットがあります、まとまっています、水がちゃんと来ていますね。それから、きれいなカントリーを持っております

から、そういう意味では集団化する、銘柄をそろえる、そういうメリットは十分出るんじゃないかと思います。そうじゃないところでは転作の作物をよく選択すると、そのときにことしから大豆とか飼料作物とか対象になっておりますから、その選択を間違わないようにということではないかと思います。

結論から言いますと、これしかないという特効薬はないわけですし、地域の情勢とか集団に入られる方々の戸別の事情をきちっとまとめていくと、そういうリーダーがおられれば、どの選択をしても頑張ればやれるんじゃないかとは私は思っております。

○議長（中西裕司君）

13番橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

あと1点だけお伺いしたいと思います。

17ページでございますが、環境保全型農業直接支払交付金というのが載っております、先ほど説明をいただきましたところでは、申請者が1名あったということだそうなのですが、この内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

環境保全型農業に対する認証でございますけれども、一応国の認証制度といたしまして、JAS規格による有機農産物として、国の検査と認証を受けた方が今回の補助の対象となります。

ここで、有機農産物ということでございますけれども、有機農産物とは、堆肥等による土づくりを基本として播種、または植えつけ前2年以上、ここで果樹等では最初の収穫前3年以上となっております。その間、化学合成農薬と化学肥料を使用しない農場において生産された農作物、こういう農作物を生産されている方に助成をいたしますということで、先ほど議員おっしゃられましたとおり、鹿島市では今のところこの認定者が1人おられます。

○議長（中西裕司君）

13番橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

JAS規格で出荷されている方が1名ということでございまして、先ほどの資料を見ますと、850アール、1名ということになっておりますが、この方の品目ですかね、種目はどういうものか。そして、今もう既にJAS規格で出されていると思いますが、一般的な農作物と比べて単価的に、あるいは収入的にはどれくらい高値で売れておるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

この環境保全型農業の直接支払交付金を受けられる方につきましては、現在ミカンの経営をされております。それで、今、反収で2トンから3トンぐらいの収量があるということでお伺いしております。単価ですけれども、平常の栽培に比べて、1.5倍ぐらいの価格がしているんじゃないかということでは思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

13番橋爪敏君。

○13番（橋爪 敏君）

最後にしたいと思いますけれども、今、食の安全が叫ばれておる中で、本当にこれは環境保全型農業というのは、私は大事じゃなからうかと思えます。

そういうことで、現在のところはまだJASマークは1人と、しかし、県の認証制度の特別栽培認証制度とか、エコファーマー認証制度とか、いろいろ県の段階でもあるわけですから、こういうふうな有機栽培等については、私は積極的に進んでいく必要があると思えますが、市の今後の推進の考え方をお聞きして最後にしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

議員おっしゃられたとおり、先ほどの国のJAS規格の認証制度、県では佐賀県の特別栽培農産物認証制度というのがございます。これは化学肥料と化学農薬の減量をした場合に県が認証するというので、現在これにつきましては21件鹿島市でおられます。それから、エコファーマーですね、エコファーマーの認定も県が行いますけれども、これは農業生産方式の導入計画、原則5年間作成して、それを知事が認可するというような制度でございます。これは鹿島市では現在約350人がおられるということで聞いております。

この環境型保全農業につきましては、基本的に食の安全・安心の農産物を消費者に届けるというのが最終目的でございますので、市といたしましても関係機関と連携をとりながら推進を図っていきたいということでは思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

今、橋爪議員のほうからあっておりましたことで関連ですから、そっちのほうから行きたいと思えますけれど、環境保全型という農業に対しての国からの支援ということで、反当4千円の事業ができた。そこで、県と市がそれに同じような対応をしていただくことでこの事業が完遂したということだと思えます。今後、さっき橋爪議員からもあっておりましたけれど、特別栽培とかエコというのがありますけれど、その辺でのメリットというのは今のところ見られておりません、私も特裁しておりますから感じますけれど、国認証の有機JASというのはかなり難しい。一農家の方が取り組まれて多分10年ぐらいは泣いてこられたと思えます。そういう厳しい栽培方式だと思えますけれど、今後この環境保全型JAS対応ができる栽培体系の取り組みがなされた方に対して、市が今後どういうふうな形で取り組んでいこうかというような思いであるか、お尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えします。

環境保全型農業のJASの認証された方への市の助成等についてのお尋ねと思えます。

先ほども議員おっしゃられたとおり、大変JASの規格というのが厳しゅうございまして、化学合成農薬と化学肥料は使用しない農場で2年から3年使用しなかった農場で生産された農作物ということでございますので、ハードルが高いと思えます。国と県も補助を行っております。うちの市のほうも補助をいたしておりますけれども、今後またさらに新たなJASの認定を受けた方が来られると思えますので、それにつきましては、先ほども申しました食の安全・安心の意味からも積極的に支援をしていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

ぜひ前向きでしっかり対応していただくようお願いをいたしたいと思えます。

詳しくは一般質問で考えておりますので、そのとき特に新規の参事さんをお願いをいたしておきたいと思っております。

続きまして、もう1件ですけれど、補正第2号の1番、8ページ。寄付金活用事業ということで地域共生ステーションの推進ということになっております。本当に奇特な方のおかげで、市内でもぬくもいホームというような形、また、デイサービス施設の完備とかいただいておりますけれども、この寄附をされた方の御意向に沿ってということだと思えますけれども、ほかにどういうふうな事業への活用ができるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

今の御質問にお答えいたします。

これは、御存じのとおり、御寄附をいただきまして、その御寄附が、いわゆる老人の方の福祉のためにお使いくださいということまでいただいております。ですから、いろんな使い方ができると思いますが、ばらばらにならないように、その都度私どものほうできちんとした形で出せるもの、例えば県の補助がございまして、それに追従できるもの、また、どうしてもこちらのほうから、これはお願いしている事業等を中心としてお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

一つ感じたことでお願いをしたいというふうな思いでお尋ねをしたわけですが、こういうふうな、ぬくもいホームとかデイサービス施設とかというのは、ある程度地域に何カ所かというふうな形になっておるんじゃないかなと思う。

そこで、やはり今老人クラブが各地区にあります。その老人クラブも、老人の人はふえているわけですが、そのクラブは衰退傾向にあるんじゃないかなというふうな形で、21年度で40クラブやったですかね、あったと思いますけれど、また減っているんじゃないかなと思います。この老人クラブの活動場所というのは多分、各地区の公民館が主体になっているんじゃないかなと思います。そういうところで、やはり公民館の施設がバリアフリーができていないか、トイレの改修ができていないか、その点本当にどうしても少し人の支援が必要な方でもその老人クラブ活動に参加できるような体制が整っているものかというふうな思いで各地区の、地域のじゃなくて、各部落の公民館、私が知っている部落を思い起こしますと、やはり手すりがついているところがどれくらいあるかな、新しいところはそういう形になっているかと思ったり、また、できれば車いすで玄関まで乗りつけられるような体制がどれくらいなっているかなということ、できれば、その各地区の公民館にそういうふうな対応ができないものか、もっとやはり老人の人が家にこもらずお互いに話し合いもできるような集落の地域コミュニティーセンターというですかね、公民館に入って動きやすく、そこに行っても心配要らんような体制づくりができないものかという思いでお尋ねをいたしました。

そういう点で、この奇様な御寄附活用なり、また、市の予算が特別に考えておられれば、そういう点で御返答願いたいと思いますけれど、お尋ねいたします。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

先ほどの御質問にお答えいたします。

今回の御寄附につきましては、基本的に老人主体として使われる場合についてお願いをされているものでございますので、今言われました部落公民館等の施設につきましては、ほかの市の改修事業等の補助金等があれば、そちらを優先的にお使いいただきたいというふうに考えるところで、これはまだたくさんのほかの施設等各地区にできると思っていますので、そういったものについて使わせていただきたいというふうに今のところでは考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

わかりました。この寄附金についてはそういう趣旨で活用いただいて結構だと思います。ならば、ぜひ市の予算で私が申し上げた整備についてお願いをして、終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。2番稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

1点だけ質問させていただきます。ナンバー5の農商工連携事業についてです。

私も特産品開発に関しましては早急に行っていかななくてはならないと思っております。視察研修と書いておりますけれども、どういうところを計画されているのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

農商工連携の旅費を主にお願いいたしております。その研修先でございますけれども、東京、福岡、北九州、それと東北、長野、そういうところの市場とか仲卸業者さんあたりの研修等をさせていただきまして研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

2番稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

ありがとうございます。皆さんあと意見を早急に出し合って開発をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

まずお尋ねしますのは、補正予算書の中の12ページですね。市民会館費の中で委託料、これは市民会館指定管理委託料増額ということで292千円上げられておりますが、具体的にどのようなものに使用されるのか、お尋ねします。

○議長（中西裕司君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

議員の質問にお答えします。

市民会館費の292千円の増額の要因でございますが、指定管理——市民立楽修大学に指定管理しておりますが、平成20年の決算が出まして、292千円の赤字という結果になりましたので、その補てん分でございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御説明では、20年度の決算が出て赤字ということだったということですが、指定管理者制度の取り組みの中では、ある程度の見通しを立てながら、そしてそこに委託をするというような形でなされておりますが、赤字の要因は何なんですか。

○議長（中西裕司君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

質問にお答えします。

指定管理料を設定するに当たり、市民会館のホール等の使用料を算定しておりましたけれども、想定額以上に使用料が少なくなりましたので、その収入の減が主な理由でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御説明はわかりましたが、市長にお尋ねをしたいと思います。

市民会館につきましては、非常に耐震の問題その他で危険度もあると思いますが、ちょうどあれは何ですか、4月の上旬、チャリティーショーをしたとき市長のごあいさつの中で、こういう催しをするのは、耐震の関係その他でこれが最後になるかもわかりませんねというようなごあいさつがあったことを覚えていますね。そういう面で私はそういう問題があるということになれば、あの建物については具体的にもう手を入れるというようなことで経費をかけて維持をするというのですか、使用をするというようなことはある程度のところで打ち切って、そして、対応していくことが私はよりいいんじゃないかなという気がしますが、その点については市民会館の使用についてはどうお考えなんですか、まだその後も使用はされていると思いますね。その後もホールの利用もあったと思いますがね。そういう面であのホールがないと広い場所がないので不便にはなりますが、財源との関係、それから危険度の問題などを考えたときにどうなのかなという気がしますが、今後のその考え、対応はどうなんですか。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

あのときごあいさつで申し上げました、こういう形での利用は最後になるかもしれない。言い回しはそのとおりであったかどうか正確ではございませんが、それにはいろんな意味がこもってましてね、ああいう震災の皆さんのために集まってもらったという意味と、そのために、あのときはたしか使用料を負けた話がありましたね、無料になったかと思いますが、そういうこともありまして、結構サービスをしとったという感じが当時あったわけでございます。片方、できるだけ使ってもらいたいということはあるんですが、そのための一定のコストはやっぱりかからざるを得ないということを含めて、ああいうごあいさつをしたという記憶がございます。

ただ問題は、これからどうするかという話でしょうから、やはり危ないものを使うというのはやっちゃいけないことですから、それはもう既にたまたまああいう震災があるということ想定はしていなかったんですけどね。そういう耐震という構造を持っているだろうかと、早く見きわめをつけたいという思いで既に予算化はしてあったわけです。そのとおり、本当に大丈夫だろうかというチェックを早目にして、そのチェックの後、市民会館をどうするかという結論を出す予定でおったんですが、ああいうことが起きましたので、同時並行とまではいかないと思いますけれども、かなりそれを待っていないで、あわせて手おくれにならないように、その後のことについてはいろんな方と御相談をし、また、検討していかなければならないと思っております。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

遅くなりましたが、あのときは会場費を無料にさせていただいたために約900千円弱の寄附金を納めることができたこと、本当に皆さんの御協力のおかげだったし、市の対応をありがたく思っているところです。どっちにしても危険の心配があるわけですから早急な対応、それから市民会館をどう使っていくのか、今の状況の中でね。そのことをやっぱりぴしゃっと出していただくということをお願いして、次に移ります。

先ほど私は、土地開発公社の問題で質問しましたね。それで、この予算書の説明の中で、10ページは基金の状況が書かれておりますということで、説明はございませんでしたが、この最後に土地開発基金の状況というのが書かれておりますね。私の理解が間違っていたら御指摘いただいてもいいと思いますがね。

先ほどの土地開発の説明の中では、土地については全部売却済みだというようなことをおっしゃったと思います。それから、全部で土地開発公社にはどれだけの財産があるかということでお尋ねしたときに、36,390千円だとおっしゃって、36,000千円が定期預金だとおっしゃったと思います。それを見て、この基金の状況のところを見ますと、土地として21年度末で15,964千円、22年度に増額になりまして、23年度6月補正というところでは17,396千円、それから現金が21年度末で286,921千円ということで、最終的のところでは現金では290,000千円ということでここに載っていますが、これとこれは全く別もんですかね。私が勘違いで見ているんでしょうかね。ちょっとよくわかりませんので御説明ください。

○議長（中西裕司君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

議員の質問にお答えします。

先ほど申しあげました土地開発公社は、あくまで市とは別団体となっております。

今議員お尋ねの土地開発基金は、一般会計で所管しております基金でございます。前段の事業計画で説明したものは公社、資料10ページに載っております基金につきましては、鹿島市が保有している基金ということで御理解願いたいと思います。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それで、今の御説明で公社と鹿島市の土地開発基金との関係というのはどう——全く関係ないわけですかね、その辺については。

○議長（中西裕司君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

質問にお答えします。

公共用地を先行取得するという意味では、同じ意味合いを兼ねておりますけれども、土地開発基金におきましては、例えば代替地でありますとか、そういうとには取得できません。そういう場合には土地開発公社を活用しまして、いろんな事業の代替地等を取得していくということになります。土地開発基金はあくまで市が扱います事業の先行取得のみという形になります。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ここであれすべきかどうかわかりませんが、私はこれまでも今のような状況では土地開発公社はもう要らないじゃないかと、もうやめていいんじゃないかということはずっと意見を申し上げてきているんですよね。そういうことですからね、絡めて、性格的に違う部分も出てきますが、実質的には土地開発公社としての役割は今のところないわけですね、もう何年間かやっていませんからね。ですから、こういうことになると余計この土地開発公社をもうやめにして、そして、この土地開発基金というのは、ここに土地開発のこれありますからね。こういうことで運用していくということは、これはできないんでしょうかね。いろんな制約はあると思いますがね。素人考えでしょうか。

○議長（中西裕司君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

質問にお答えします。

先ほど御説明申し上げたとおり、土地開発基金におきましては、例えば県営事業の代替地でありますとか、そこら辺の用地の取得ができなくなります。昨年も土地開発公社の存在意義については議論があったかと思っておりますけれども、その同時もあったとおり、一たん解散して、また新たに起こすとなった場合の労力等を勘案しますと、このまま存続させていきたいということの結論があったかと思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

確かに、また必要な状況が出てきた場合に再度起こすということは困難というか、できないことはないと思いますがね。ただ、今日の情勢の中で土地を先行取得するというような、

そういう状況というのは、よっぽどの経済的な状況の変化がないと私は出てこないんじゃないかと思うんですね。そういう面から、今、財政的にもいろいろと収縮されている中ですから、わずかであるかもわかりませんが、私はこういうのを機会に、やっぱりどこかの時点で土地開発公社というのはもうやめにするのがいいんじゃないかという、今のここではそういう質問じゃないとおっしゃっているのかわかりませんが、市長いかがでしょうかね。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ほかの前提を抜きにして、こういう公社が要るかどうかという話になりますと、第5次総合計画の中、あるいは現在既にもう着手を仕掛けております。例えば、鹿島の駅の周辺整備等々もう動き始めているものがございます。これの具体的な段取りまではわかっていませんけれども、現にはっきりしているのは、もう本年度間もなくあそこの駅の中の一部ですね、ホームの改造に着手するわけです。私たちとしては、あと4段階ぐらい想定をしているわけです。その中でひょっとして、これは非常に言いがたいですけれども、先行取得をしたほうが効率的にいくかもしれないということが出てくる可能性は十分ございます。これまでは、おっしゃるとおり、余り具体的に、すぐどこでどうとかということはないですし、企業誘致をするにしても、これは道路のぐあいが悪いものですから、特に製造業の企業を中心に非常に好かれていなかった土地でございますが、いろんな条件が、これ整備をしていきますと今までとは違ってくると。そういう意味では、現状でありますと、むしろ存置をしておいたほうが今後のためになるのではないかなと、私はそう思っているところです。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

1点だけ質問させていただきます。

8ページの上から2番目の放課後児童クラブ環境改善事業というところで、今回補正をしていただきまして、3小学校、明倫小学校、古枝小学校、そして七浦小学校ということで、今回、空調設備を改修ということでしていただきました。私が数年前から足をいろんな学童クラブに運びまして、これは現場の声として、この空調設備がどうにかならないかということで非常に子供たちも暑い中で生活をしておりまして、また、指導員さんの方々も熱中症寸前じゃないかと、特に去年は酷暑という中でこういう状況がございました。その中におきまして、この空調設備環境の整備をしていただくということは非常にありがたく、関係執行部の方には感謝を申し上げたいと思います。

そこで、1点だけ質問をいたしますけれども、もともとの予算額が3,600千円ということで、大まかにこれは上げてあったんじゃないかなと思いますが、補正で5,670千円、合計が

9,270千円ということになっておりますけれども、実際の金額が若干高くなっておりますけれども、何か大幅な変更があったのかどうか、お伺い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

当初の見積もり段階、去年の予算計上の段階ですけれども、空調1体、本体の一般取りつけとして見積もっておりました。しかしながら、今回の詳細な見積もりで再度調査すると、学校設備の電気配線設備及び動力が単独型を採用しないと、ブレーカーが落ち、学校側の共有ができないと判明いたしましたので、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

わかりました。これは補正ということで、多分これも採決をしなければ賛否わかりませんが、いつごろから工事は入られる予定ですか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

工事のことだろうという質問でお答えします。

今、学校関係では、子供たちの一番安全を考えますと、夏休みに入ってからということで、今のところは予定しております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

あとですね、これが議案が通ってから入札という形になってくるだろうと思いますけれども、この入札業者につきましては、市内の業者さんをとということで考えといてよろしいですか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

もちろん、うちの指名審査委員会にかけてからということになりますけれども、予定としては市内業者を予定しております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

子供たちの生活の環境というのを改善していただくという意味でも、この空調の設備というのは非常にありがたく思っております。執行部の皆さんには感謝を申し上げまして、質問を終わります。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。11番福井正君。

○11番（福井 正君）

1点だけお尋ねいたします。

これは歳入に関してでございますが、教育費県補助金で、中学校費県補助金の中に原子力エネルギー教育支援事業補助金というのがございますが、これはどのようなことを教育されるのか、まず内容をお尋ねいたします。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

原子力エネルギー教育支援事業、今回の事業でございますけれども、目的がさまざまな発電方法の特徴を生かしながら電気をつくっていることを学ばせるということでございまして、電気をつくっているもととなります原子力、火力、水力、風力発電の特性を学ばせて、発電方法などの学習をするということでございまして、この事業の具体的な内容といたしましては、それぞれの発電方法を備えるキットを西部中学校と東部中学校に購入をして、その形態を学ぶという事業でございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

11番福井正君。

○11番（福井 正君）

ここに原子力というのが書いてあったものですから、福島原子力事故以降非常に敏感になっておりまして、原子力の仕組みを教育するというわけですね。

例の原子力を今推進する事業をしたら、ちょっとまずいんじゃないかなという気がいたしておりましたから、そういうことをお尋ねしました。

それからもう1つ、さまざまな発電について学ぶということなんですが、じゃ、実験とかいうことはなさいますか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

先ほども申しましたように、キットですので、その物をですね、今回、消耗品費のほうで購入をいたすわけですけれども、実験器ですね、実際こういうふうになりますよという実験器ですので、それを実際、例えば原子力発電をするというのは無理なわけですので、実験とか、その仕組みを学ぶというふうに考えたほうがいいかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

11番福井正君。

○11番（福井 正君）

もちろん原子力を模型つくって実験するなんていうことは私も言うておりませんが、やはりこういう原子力発電の仕組みというのは、日本の場合は軽水炉で、福島の場合は沸騰水型でした。実は玄海は加圧水型という、この仕組みが全然違う方式ですね。ですから、そういうことを学ぶということは大事なことなんですが、しかし、やはり今回の事故を受けて、ある意味で言ったらそういう危険性があったということについてもぜひ教育をしていただきたいなという思いがございますが、そういうことは教育現場の中ではどういうことなのでしょう。

○議長（中西裕司君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

このタイトルにありますように、ちょっとこれは今の時期にどうかという感じがいたしますけれども、「原子力・エネルギー」というふうにタイトルがなっていますですね。だから、原子力エネルギーということでの特化はしていません。

この事業は、今回、震災の前から、もう以前からこの事業は学習指導要領にも位置づけられております。したがって、この震災があろうとなかろうと、これはもう全国どこでもその趣旨に沿ってこういうふうな取り組みをしていると。経費のところも副教材等の購入とか、あるいは指導方法の工夫とか、あるいは教員の研修、あるいはどこかに見学会に行くとか、そういうふうなところに内容的にはあろうかというふうに思います。

そういう意味で、あくまでも学習指導要領に沿って実施をしている取り組みであるということになるかと思えます。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第31号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第32号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第7. 議案第32号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

当局の説明を求めます。打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

引き続きまして、議案第32号につきまして御説明いたします。

議案書は13ページと14ページ、別冊議案説明資料は11ページでございます。

議案第32号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成23年7月31日をもって天山地区共同塵芥処理場組合を佐賀県市町総合事務組合から脱退させ、これに伴い佐賀県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、この佐賀県市町総合事務組合でございますが、平成19年に市町村合併が進みました関係で、6組合を一本化したしまして10項目の事業を行っているものでございます。

主なものとしたしましては、市長会とか議長会が入っております自治会館の運営、交通災害共済、非常勤職員の公務災害補償、こういったものを共同で行っております。

佐賀県内の10市10町と24の一部事務組合等、合計で44団体で構成をしております。

この天山地区共同塵芥処理場組合は、昭和42年に発足し、市町村合併前の小城郡の小城、

三日月、芦刈、牛津と隣接します久保田町により一般廃棄物の共同処理を行っておりました。私どものところでいいますと、杵藤クリーンセンターに相当する組織でございます。

市町村合併が済みまして、小城郡4町が小城市に、久保田町が佐賀市のほうと合併をいたしましたので、新しい施設での廃棄物処理を行っておりますので、一部事務組合の役目を終え、平成23年7月31日をもって解散するものでございます。

事務組合の規約を変更する場合は、すべての構成団体の同意が必要でございますので、この議案を提出し、議会の同意を求めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第32号は提案のとおり可決されました。

日程第8 請願上程

○議長（中西裕司君）

次に、日程第8、請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受領した請願1件であります。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願は、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明21日は休会とし、22日は文教厚生産業委員会を開催、23日は休会とし、次の会議は6月24日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時56分 散会